

(質問)

大地震が発生した場合でも、地震保険金は契約どおり支払われますか。

(回答)

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき一定規模以上の支払保険金が生じた場合、損害保険会社が支払う保険金の一部又は全部を政府が負担することになっています。

しかし、将来、地震等によってどのような巨大損害が発生するか予測できないという地震災害の特異性から、1回の地震等によって損害保険全社が支払う保険金には限度額(総支払限度額)が設けられており、政府の負担部をあわせて全体で現在11兆3,000億円と定められています。

この11兆3,000億円は、関東大震災級の地震が発生しても保険金の支払いに支障のないように決定されています。したがって、現時点で予想できない大地震が発生しない限り、契約時の保険金が支払われることとなります。

万一、算出された保険金の総額が総支払限度額を超える場合、契約ごとに支払われる保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11 \text{ 兆 } 3,000 \text{ 億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注) 72時間以内に発生した2つ以上の地震は、1回の地震とみなします。
(ただし、被災地域がまったく重複しない場合は除きます。)

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 0570-022808